平成２５年（フ）第１９５３号
愛知県あま市森７丁目22番地20、開始決定時の住所名古屋市港区七反野２丁目310番地
破産者　瓜生　光永
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６７号
福岡県うきは市浮羽町古川648番地１
破産者　舎川　信介
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１８０号
静岡県伊東市宇佐美1497番地の１
破産者　岩本　悦男
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
愛知県豊田市井上町10丁目164番地　ティエリア豊田Ａ－２号、開始決定時の住所愛知県豊田市乙部ケ丘４丁目１番地11
破産者　東丸　　翼
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
宮崎市神宮西２丁目52番地、開始決定時の住所宮崎市下北方町牟タ田1193番地１
破産者　竹田　正史（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第９５８号
広島市東区牛田新町３丁目19番37―205号
破産者　成定　吾作
1　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
2　一般調査期日　平成26年８月４日午後１時30分
平成26年６月26日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目８番16号
破産者　塩池加奈子（旧姓江川）
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年８月28日午前10時45分
平成26年６月26日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県宝塚市売布山手町５番５号
破産者　中山　　章
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午前10時15分
平成26年６月26日
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
広島市南区青崎１丁目15番41号
破産者　株式会社フォレスト
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月３日午前11時
平成26年６月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２２号
広島市南区青崎２丁目23番15―201号
破産者　小野　健吉
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月３日午前11時15分
平成26年６月27日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５４７号
北九州市小倉南区沼新町２丁目13番20号、開始決定時の住所北九州市小倉南区下吉田３丁目２番７号
破産者　廣瀬千代喜
1　破産債権の届出期間　平成26年７月28日まで
2　一般調査期日　平成26年９月４日午前10時30分
平成26年６月25日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０７号
神戸市北区有野中町２丁目18番12号　アジュール北六甲301号、住民票上の住所神戸市北区藤原台南町３丁目９番12号
破産者　内海　正晴
1　破産債権の届出期間　平成26年７月29日まで
2　一般調査期日　平成26年９月９日午前11時
平成26年６月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５２号
長崎県長崎市川上町10番13号
破産者　尾﨑　信隆
1　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
2　一般調査期日　平成26年８月27日午前10時45分
平成26年６月25日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
秋田県横手市前郷字上三枚橋８番地
破産者　株式会社互恵商事
1　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午前10時30分
平成26年６月27日　秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第１５号
堺市西区草部206番地の４
破産者　株式会社北本食品
1　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
2　一般調査期日　平成26年９月29日午後１時30分
平成26年６月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１９９号
山口市鋳銭司5710番地４
破産者　有限会社ティー・ゾーン
異議申述期間　平成26年８月８日まで
平成26年６月27日
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第８２号
愛知県江南市飛高町栄353番地石井荘203号
破産者　伊藤　勇一
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免責審尋期日

平成２６年（フ）第７１０号
東京都世田谷区桜３丁目14―20―107
破産者　梅澤　忠雄
審尋期日　平成26年９月16日午前10時30分
平成26年６月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０５１号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目３番６号
清算株式会社　株式会社日本橋商事
代表清算人　宮原　一東
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部